

年 月 日

調停申請書

大阪府公害審査会様

住 所 ○○市○○区○○町○番○号
○○法律事務所
氏 名 申請人代理人弁護士 ○○ ○○
電 話 00-0000-0000
F A X 00-0000-0000

公害紛争処理法第26条第1条の規定に基づき、下記のとおり調停の申請をします。

記

1 当事者の氏名（名称）及び住所

申 請 人 住所 △△市△△町△番△号
氏名 △△ 太郎
住所 同上
氏名 △△ 花子
住所 同上
氏名 △△ 幸子

上記代理人 住所 ○○市○○区○○町○番○号
氏名 ○○法律事務所
申請人代理人 弁護士 ○○ ○○

被 申 請 人 住所 □□市□□区□□町□番□号
氏名 株式会社□□
代表取締役 □□ □□

2 公害に係る事業活動の行われた場所

上記被申請人住所の所在する工場

3 被害の生じた場所

上記住所に所在する申請人ら宅

4 調停を求める事項

- (1)被申請人は、騒音について規制基準内にとどまるよう防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。
- (2)被申請人は、振動についてこれを軽減する措置をとらなければならない。
- (3)被申請人は、操業時間を午前9時から午後5時までとしなければならない。

(4)上記措置をとらない場合は、半年の猶予期間後、工場を移転しなければならない。
との内容の調停を求める。

5 理由

被申請人の工場内にあるボイラー、モーター、コンプレッサー等の稼働に伴う騒音及び振動により、申請人宅に敷居の沈下、壁の剥離などの被害が生じ、申請人らは、会話や電話、テレビ、ラジオの聞き取りにも不自由を感じるなど日常生活に支障をきたすようになったため。

6 紛争の経過

- (1)申請人△△太郎と△△花子は夫婦であり、申請人△△幸子はその母親である。申請人らは上記申請人の住所に同居している。
- (2)被申請人会社は、機械製作を業とする株式会社であり、令和〇年〇月頃、上記住所に工場を設置した。
- (3)被申請人会社は、稼動当初は、設備が小さかったためか、それほど騒音、振動を発生させていなかった。ところが、令和〇年〇月、被申請人会社は、工場内に増設工事を行い、機械製作のためのボイラー、モーター、コンプレッサー等を備え付けた。また、この増設工事後、それまでの午前9時から午後5時までの稼働時間を3時間延長し、午後8時までとするようになった。
- (4)このため、増設工事後、被申請人工場の操業により騒音、振動が激しくなり、敷居の沈下、壁の剥離などの被害が生じ、申請人らは、会話や電話、テレビ、ラジオの聞き取りにも不自由を感じるなど日常生活に支障をきたすようになってきた。
- (5)そこで申請人らは、令和〇年〇月、被申請人会社に対しその対策を要望したが、被申請人会社は言を左右して誠実に対応しようとした。
- (6)申請人らは、本年〇月、〇〇市役所の公害相談員に実情を説明し、本年〇月〇日、申請人らの立会いの上で、申請人らと被申請人の境界線上等において、騒音、振動値の測定を行ったが、その結果、振動は規制基準値内であったが、騒音については規制値を超えていた。
- (7)しかし、申請人らは、騒音に限らず振動による被害も大きいことから、公害相談員を通じて被申請人に対し、上記測定値を示しながら対処を要望した。
- (8)本年〇月〇日、相談員立会いの下で、申請人らと被申請人間の話合いが行われたが、被申請人は騒音については何らかの対策を講ずる旨述べたが、振動については規制基準値内であることを理由に対応できないと回答した。
- (9)申請人らは、それでは何の解決策にもならないと考えたので、この日以後3回の話合いを重ねて振動に対する対策も要求したが、被申請人会社は上記回答に固執し、本年〇月〇日の最終話合いで決裂状態となったので、本件調停申請に及んだものである。

以上

【添付書類】

• • • • •

備考

- ・用紙は、日本工業規格 A4列4番の用紙を使用し、用紙が2枚以上にわたるときは左とじとする。
- ・申請人の数が多数に及ぶ場合は、当該記入欄を「別紙当事者名簿のとおり」とし、別途「当事者名簿」（参考様式参照）を作成し添付すること。代理人又は被申請人の数が多数に及ぶ場合も同様とする。
- ・個人情報保護法に基づき、当該申請で得た個人情報については、本件調停及び公害等調整委員会への報告以外で使用いたしません。